

議案第 8 1 号

東京都板橋区立学校施設開放条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立学校施設開放条例の一部を改正する条例
東京都板橋区立学校施設開放条例（平成 2 7 年板橋区条例第 5 0 号）
の一部を次のように改正する。

別表体育館の項中「2 7 0 円」を「3 8 0 円」に、「4 1 0 円」を「5 7 0 円」に改め、同表校庭の項中「1 7 0 円」を「1 8 0 円」に、「2 7 0 円」を「3 8 0 円」に改め、同表クラブハウスの項及び地域開放教室の項中「1 2 0 円」を「1 7 0 円」に、「1 4 0 円」を「2 0 0 円」に改め、同表柔剣道場の項中「2 1 0 円」を「2 9 0 円」に、「2 6 0 円」を「3 6 0 円」に改め、同表教室の項中「6 0 円」を「8 0 円」に、「1 3 0 円」を「1 8 0 円」に改め、同表中
「

暖房設備		1 時間につき	1 , 3 4 0 円
冷暖房 設備	体育館に設置さ れたもの	1 時間につき	4 6 0 円
	柔剣道場に設置 されたもの	1 時間につき	2 2 0 円
校庭照 明設備	出力 5 0 キロワ ット未満の規模 のもの	1 時間につき	3 2 0 円
	出力 5 0 キロワ ット以上の規模 のもの	1 時間につき	9 1 0 円

を

」

「

冷暖房 設備	体育館に設置さ れたもの	1 時間につき	6 1 0 円	に
	柔剣道場に設置 されたもの	1 時間につき	2 9 0 円	
校庭照明設備		1 時間につき	1 4 0 円	

」

改め、同表中備考 1 を備考とし、備考 2 を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用申請が受理された、令和 7 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、基準日前の使用に係る使用料及び施行日前に受理された使用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。